

青森県報

第二千五百六十二号

平成十七年
十二月二日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(自然保護課) ……一

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

道路の供用の開始……………(道路課) ……二

公 告

肥料の登録……………(食の安全・安心推進課) ……二

建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所) ……二

右 同……………(八戸県土整備事務所) ……三

右 同……………(五所川原県土整備事務所) ……三

出 先 機 関

道路の位置の指定……………(むつ県土整備事務所) ……三

規 則

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立自然公園条例施行規則(昭和三十七年六月青森県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号イ、第八条第三項第三号及び第十条第二項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十六条の二第二項第二号口中「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改め、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第十七項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十六項中「許可基準は」の下に、「第十一項第二号の規定の例によるほか」を加え、同条第二号中「であつて、野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないもの」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十一項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 条例第十条第三項第一号に掲げる行為(風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第七号及び第九号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

二 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

第十七条第十号中「第七十二条第一項」を「第一百五十五条第一項」に改め、同条第二十九号中「第四条第六項に掲げる」を「第五条第六項に掲げる」に改める。

第十九条第十号中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。

第一号様式の備考の1の(7)のア、第六号様式の備考の1の(3)並びに第七号様式のその二の備考の1、同様式のその五の備考の1、同様式のその六の備考の1及び同様式

のその七の備考の1の(1)中「登記簿の謄本」を「登記簿事項証明書」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

青森県告示第八百九十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う事業者		指定年月日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	訪問看護	訪問看護ステーション	名称	所在地	平成二七・三
有限会社明倫	八戸市小中野六丁目一八の二			結	八戸市吹上二丁目〇の九	

青森県告示第九百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年一月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
国道二七九号	上北郡野辺地町字大谷地東沢四六の一から上北郡東北町字湯田平一一二の一まで	平成二七・三

県道関根蒲野沢線	むつ市大字関根字南関根二七〇の二〇六からむつ市大字関根字水川目三三三の一まで	"
----------	--	---

公

告

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項の規定により平成十七年十一月二十四日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十七年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第三五二号	魚かす粉	純有機八号	窒素全量七・〇 りん酸全量六・〇	公定規格のとおり	丸光水産株式会社 八戸市諏訪二丁目二六の一六

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社青森地工

二 代表者の氏名 一戸 勝治

三 主たる営業所の所在地 青森市中央三丁目三の二

四 許可番号 青森県知事許可(般・一三)第一七六一八号

五 取消年月日 平成十七年十月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年十月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大和建設株式会社

二 代表者の氏名 工藤 恒夫

三 主たる営業所の所在地 三戸郡名川町大字斗賀字村前一六の五

四 許可番号 青森県知事許可(特・一三)第一九七一号

五 取消年月日 平成十七年十一月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、ほ装工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年十月三十一日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社愛工電設

二 代表者の氏名 田中 昇次

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町芦野八四の一七六

四 許可番号 青森県知事許可(般・一三)第一五七九〇号

五 取消年月日 平成十七年十一月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

むつ県土整備事務所告示第十号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十二月二日

むつ県土整備事務所長 木 村 正 博

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
-----	-----	-----	------------

むつ市金谷二丁目六三の 三及び六七の四	
九五・一〇メートル	一四・三〇メートル
六・〇五メートル	六・〇五メートル から六・三九メー トルまで
平成 一七・一二・三	

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭